

## 神崎市気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

神崎市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

### （協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

#### （1）名称

●●●●

#### （2）所在地

神崎市●●●町●●●

### （供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は「神崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申込書（別紙1）」のとおりとする。

### （開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は「神崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申込書（別紙1）」のとおりとする。

### （施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。なお、指定暑熱避難施設の基準は、次のとおりである。
  - (1) 適当な冷房設備を有すること（改正適応法第 21 条第 1 項第 1 号）
  - (2) 佐賀県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること（改正適応法第 21 条第 1 項第 2 号）
  - (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（改正適応法第 21 条第 1 項第 2 号）
- 3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

- 第 7 条 甲は、佐賀県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。
- 2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第 5 条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第 4 条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
  - 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

- 第 8 条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第 5 条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第 4 条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。
- 2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

- 第 9 条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の有効期間）

- 第 10 条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

とする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、乙又は甲のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1  
神埼市長 實松 尊徳

乙 住所  
氏名